

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 5 月21日
【届出者の氏名又は名称】	C Kホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区南平台町16番17号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町16番17号
【電話番号】	03-6800-4470
【事務連絡者氏名】	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 財務部 財務 ユニットリーダー 久保 正和
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	C Kホールディングス株式会社 (東京都渋谷区南平台町16番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、C Kホールディングス株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社キタムラをいいます。

(注 3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注 5) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月16日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの目的及び背景

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議のない旨の意見

(表題は訂正後)

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

公開買付届出書の添付書類

平成30年5月16日付公開買付開始公告

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

対象者が平成30年5月15日付で公表した「C Kホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成30年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。詳細については、下記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

対象者が平成30年5月15日付で公表した「C Kホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(対象者が平成30年5月21日付で公表した「(訂正)「C Kホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」による訂正後のものを以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成30年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。詳細については、下記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの目的及び背景

(訂正前)

(前略)

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成30年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。詳細については、下記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成30年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。詳細については、下記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した第三者委員会の設置

(訂正前)

(前略)

() 本取引における手続の公正性

本取引を実施するに至ったプロセス等について、充実した開示がなされていること、本公開買付け後の完全子会社化に際して、反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されていないこと、完全子会社化を行う場合の価格は本公開買付価格と同一の価格が基準とされるものと認め得ると共に、その旨が開示資料において明らかにされていることからすると、株主の適切な判断機会が確保されているものと認め得る。

また、第三者委員会の答申結果を尊重する予定であること、特別利害関係取締役を除く取締役全員の承認（及び監査役の全員の賛同意見表明）により決議を行うこと（全員の承認が得られない限り決議をしないこと）、本取引に関する取締役会の意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得していること、公開買付者、CCC及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券から取得した対象者株式価値算定書における算定結果を参考にしていることからすると、意思決定過程における恣意性が排除されているものと認め得る。

(後略)

(訂正後)

(前略)

() 本取引における手続の公正性

本取引を実施するに至ったプロセス等について、充実した開示がなされていること、本公開買付け後の完全子会社化に際して、反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されていないこと、完全子会社化を行う場合の価格は本公開買付価格と同一の価格が基準とされるものと認め得ると共に、その旨が開示資料において明らかにされていることからすると、株主の適切な判断機会が確保されているものと認め得る。

また、第三者委員会の答申結果を尊重する予定であること、特別利害関係取締役を除く取締役全員の承認（及び監査役の全員の賛同意見表明）により決議を行うことが予定されていること（全員の承認が得られない限り決議をしないこと）、本取引に関する取締役会の意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得していること、公開買付者、CCC及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券から取得した対象者株式価値算定書における算定結果を参考にしていることからすると、意思決定過程における恣意性が排除されているものと認め得る。

(後略)

- (5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見

(中略)

また、対象者の取締役会に参加した対象者の監査役6名は、対象者の取締役会が、本公開買付けに関して賛同の意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて、全員一致により異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(訂正後)

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議のない旨の意見

(中略)

また、対象者の監査役6名のうち、健康上の理由から欠席した上原和彦氏を除く、対象者の取締役会に参加した対象者の監査役5名は、対象者の取締役会が、本公開買付けに関して賛同の意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて、全員一致により異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、欠席した上原和彦氏は、平成30年4月11日に実施した対象者の取締役会に際し、本件の前提条件に重要な変更がないことを条件に、異議がない旨の意見を述べており、平成30年5月21日に対象者の取締役会は、上原和彦氏からも、本件の前提条件に重要な変更はなく、異議がない旨の意見に変更はないことを確認したとのことです。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

- (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成30年5月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記対象者取締役会決議の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成30年5月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記対象者取締役会決議の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類

平成30年5月16日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(3) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

対象者が平成30年5月15日付で公表した「C Kホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成30年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。詳細については、下記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

対象者が平成30年5月15日付で公表した「C Kホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(対象者が平成30年5月21日付で公表した「(訂正)「C Kホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」による訂正後のものを以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成30年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。詳細については、下記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(4) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの目的及び背景

(訂正前)

(前略)

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成30年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。詳細については、下記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成30年5月15日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。詳細については、下記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した第三者委員会の設置

(訂正前)

(前略)

() 本取引における手続の公正性

本取引を実施するに至ったプロセス等について、充実した開示がなされていること、本公開買付け後の完全子会社化に際して、反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されていないこと、完全子会社化を行う場合の価格は本公開買付価格と同一の価格が基準とされるものと認め得ると共に、その旨が開示資料において明らかにされていることからすると、株主の適切な判断機会が確保されているものと認め得る。

また、第三者委員会の答申結果を尊重する予定であること、特別利害関係取締役を除く取締役全員の承認（及び監査役の全員の賛同意見表明）により決議を行うこと（全員の承認が得られない限り決議をしないこと）、本取引に関する取締役会の意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得していること、公開買付者、CCC及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券から取得した対象者株式価値算定書における算定結果を参考にしていることからすると、意思決定過程における恣意性が排除されているものと認め得る。

(後略)

(訂正後)

(前略)

() 本取引における手続の公正性

本取引を実施するに至ったプロセス等について、充実した開示がなされていること、本公開買付け後の完全子会社化に際して、反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されていないこと、完全子会社化を行う場合の価格は本公開買付価格と同一の価格が基準とされるものと認め得ると共に、その旨が開示資料において明らかにされていることからすると、株主の適切な判断機会が確保されているものと認め得る。

また、第三者委員会の答申結果を尊重する予定であること、特別利害関係取締役を除く取締役全員の承認（及び監査役の全員の賛同意見表明）により決議を行うことが予定されていること（全員の承認が得られない限り決議をしないこと）、本取引に関する取締役会の意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得していること、公開買付者、CCC及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券から取得した対象者株式価値算定書における算定結果を参考にしていることからすると、意思決定過程における恣意性が排除されているものと認め得る。

(後略)

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見

(中略)

また、対象者の取締役会に参加した対象者の監査役6名は、対象者の取締役会が、本公開買付けに関して賛同の意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて、全員一致により異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(訂正後)

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議のない旨の意見

(中略)

また、対象者の監査役6名のうち、健康上の理由から欠席した上原和彦氏を除く、対象者の取締役会に参加した対象者の監査役5名は、対象者の取締役会が、本公開買付けに関して賛同の意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて、全員一致により異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、欠席した上原和彦氏は、平成30年4月11日に実施した対象者の取締役会に際し、本件の前提条件に重要な変更がないことを条件に、異議がない旨の意見を述べており、平成30年5月21日に対象者の取締役会は、上原和彦氏からも、本件の前提条件に重要な変更はなく、異議がない旨の意見に変更はないことを確認したとのことです。

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(訂正前)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成30年5月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記対象者取締役会決議の詳細については、上記「1. 公開買付けの目的」の「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成30年5月15日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記対象者取締役会決議の詳細については、上記「1. 公開買付けの目的」の「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。